

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六条の五第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件

改正案	現行
<p>1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）（第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。）</p> <p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本</p>	<p>1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成九年七月大蔵省告示第九十二号。以下「自己資本比率告示」という。）（第三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。）</p> <p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本</p>

3
(略)
本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3
(略)
比率告示第十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。